

令和2年8月14日		
資料提供		
担当課	人権施策推進課	青少年・男女共同参画課
担当者	原見・下村	中山・井村
電話	073-441-2566	073-441-2500

和歌山市の公金不適正支出に係る県補助金の返還請求について

和歌山市において令和2年2月18日付けで「公金の不適正な支出について」記者発表があったことを踏まえ、和歌山県補助金等交付規則に基づき立入検査等を行った結果、和歌山県人権啓発市町村助成事業補助金及び和歌山県青少年育成事業補助金に係る不適正支出が認められ、その返還請求額をそれぞれ下記のとおり確定しました。

ついては、和歌山市に対し、令和2年8月14日付けで令和2年8月31日を納期限として返還を命ずるとともに、加算金の納付を求めました。

■和歌山県人権啓発市町村助成事業補助金〔返還請求額：3,845,000円〕

平成25年度から平成30年度までの同補助金の対象となった全ての事業の支出関係資料等を検査。その結果、人権教室・識字教室開催事業について、以下の不適正な支出が判明。

○平井及び鳴神児童館等における平成25年度から平成29年度までの人権教室・識字教室について、教室を開催していないにもかかわらず、講師に謝金を支払い、県から補助金を受領していた。（返還請求額：3,832,000円）

○上記以外の児童館等における平成26、29、30年度の一部の人権教室について、事務手続き上の誤りにより、実際の開催時間数または開催回数より多く講師に謝金を支払い、県から補助金を受給していた。（返還請求額：13,000円）

- ・平成26年度：開催時間数誤り 3件
- ・平成29年度：開催回数誤り 2件
- ・平成30年度：開催時間数誤り 2件

なお、人権教室・識字教室開催事業以外の人権フェスティバル開催事業や啓発物資作成事業等については、適正に実施されていた。

■和歌山県青少年育成事業補助金〔返還請求額：5,085,640円〕

和歌山県青少年育成事業補助金を財源の一部とし和歌山市が市内13地区の子ども会に交付した交付金（地域子ども会活動支援交付金）の支出状況について、支出関係書類等の精査及び事実確認に係る立入検査を実施。その結果、平井地区子ども会において以下の不適正な支出が判明。

○平成25年度から平成29年度において交付金の一部について他の用途へ使用したにもかかわらず、適正に使用したかのように装い和歌山市から交付金を受給していた。

上記不適正支出に係る県費相当額を補助事業者である和歌山市に返還を求める。